

○岐阜県市町村職員共済組合事務処理の標準処理期間に関する要綱

平成 29 年 9 月 1 日
要 綱 第 1 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の規定に基づき、岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の事務処理の標準処理期間（以下「標準処理期間」という。）について定めるものとする。

2 標準処理期間は、申請者及び請求者（以下「申請者等」という。）からの照会に対する目安として定めたものであり、申請に対する事務が的確かつ迅速に行われることを目的とする。

(標準処理期間の設定)

第 2 条 標準処理期間は、別表のとおりとする。ただし、長期給付に係る標準処理期間は、全国市町村職員共済組合連合会長期給付事務処理の標準処理期間に関する要綱（平成 19 年 2 月 22 日）の定めによるところによる。

2 組合は、標準処理期間内に処分ができない場合、必要に応じて処分の見通し、審査の状況を申請者等に説明するものとする。

(標準処理期間からの除外期間)

第 3 条 次に掲げる期間は標準処理期間に含まないものとする。

- (1) 不備のある請求書等の補正をするために要する期間
 - (2) 請求の途中で、請求者自ら請求内容を変更するために要した期間
 - (3) 請求者が当該請求に付随する他の手続きを必要とする場合の当該期間
- (その他)

第 4 条 標準処理期間は、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 行政手続法の施行に伴う地方公務員等共済組合法の運用について（平成 7 年 6 月 30 日）は、廃止する。

別表

区 分	該当条文	処 分 項 目	標準処理期間		備 考
			所属所	組合	
組合員の資格等に関する事項	施行規程93	組合員証の交付	14日	10日	
	施行規程95	組合員証の記載事項の訂正			
	施行規程96	組合員証の亡失等による再交付			
	施行規程100	被扶養者の認定に係る組合員被扶養者証の交付			
	施行規程102	支払未済の給付請求		25日	
	施行規程184	任意継続組合員証並びに任意継続組合員被扶養者証の交付、記載事項の訂正及び再交付	—	25日	
	施行令49の6	前納された任意継続掛金の還付		15日	
短期給付に関する事項	法58	療養費の支給	14日	45日	毎月末日支給
	法58の2	訪問看護療養費の支給			
	法58の3	移送費の支給			
	法59	家族療養費の支給			
	法59の3	家族訪問看護療養費の支給			
	法59の4	家族移送費の支給			
	法62の2	高額療養費の支給			
	法62の3	高額介護合算療養費の支給			
	法63	出産費及び家族出産費の支給			
	法65	埋葬料及び家族埋葬料等の支給			
	法68	傷病手当金の支給			
	法69	出産手当金の支給			
	法70	休業手当金の支給			
	法70の2	育児休業手当金の支給			
	法70の3	介護休業手当金の支給			
	法72	弔慰金及び家族弔慰金の支給			
法73	災害見舞金の支給				
貯金事業に関する事項	貯金規則9	貯金の一部払出		25日	毎月15日・末日送金
		貯金の解約		40日	毎月末日送金
貸付事業に関する事項	貸付規則11	貸付金の交付		60日	毎月末日送金

(注1) 所属所の標準処理期間は組合員等から申請書等の提出があつてから組合へ提出するまでの期間、組合の標準処理期間は組合が申請書等を受付してから処分するまでの期間である。

(注2) 該当条文の略称は下記のとおり

法：地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

施行令：地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）

施行規程：地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）

貯金規則：岐阜県市町村職員共済組合貯金規則（昭和63年規則第20号）

貸付規則：岐阜県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年規則第13号）